

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際人材交流センター

三 代表者の氏名

遠藤 重明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市東大沼四百六十八番地二朝日ハイツ百一号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に日本国内外の外国人を中心とした人材育成及び研修システムの構築により、合法的かつ適正な手段によって、適切な雇用先または派遣先等の斡旋が円滑に行われるように、外国人に雇用の機会を提供すること、人材育成及び研修等を支援すること、雇用先または派遣先を斡旋すること、外国人の招聘に對して協力すること、社会に寄与することを目的とする。